

琵琶湖東部区域
都市開発区域

琵琶湖東部区域都市開発区域建設計画

平成18年7月
滋賀県

目 次

1. 計画の性格	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の基本的方向	1
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	5
6. 産業の業種、規模等に関する事項	6
7. 土地の利用に関する事項	8
8. 施設の整備に関する事項	11
9. 環境の保全に関する事項	16
10. 防災対策に関する事項	18

1 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、琵琶湖東部区域都市開発区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2 計画の対象区域

この計画は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した琵琶湖東部区域を対象とする。

関係市町は次のとおりである。

南部地域

大津市（一部）、草津市（一部）、守山市（一部）、栗東市、野洲市、
（一部）、湖南市、甲賀市（一部）

中部地域

近江八幡市（一部）、東近江市（一部）、蒲生郡安土町（一部）、同郡
日野町（一部）、同郡竜王町

北部地域

彦根市（一部）、長浜市（一部）、東近江市（一部）、米原市（一部）、
愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町

3 計画の期間

この計画は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画の基本的方向

- (1) 本区域は、白砂青松の雄大な琵琶湖（マザーレイク）と、四囲を取り巻く比良、比叡、鈴鹿の山々に囲まれた豊かで多様な自然空間を有する盆地に位置し、古くから、人やものの交流の結節点として、それぞれの時代に合致した文化と産業が育まれてきた。

現在も、東海道新幹線、東海道本線、中央自動車道西宮線などの、鉄道・道路の主要幹線が本区域を縦貫し、本県における行政・経済の中心地域としての位置を占めるとともに、豊富な歴史文化遺産や豊かな自然環境を活かした快適な居住空間、あるいは観光地としても大きな役割を果たしている。

また、本区域は、近年、京阪神地域からの人口の著しい流入、工場、住宅の立地や高等教育機関の設置、誘致が急速に進むとともに、近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路）といった新たな国土の主要幹線の整備等も進みつつあり、本県においてもっとも変化の著しい地域ともなっている。

しかしながら、人口の増加、経済活動の拡大等による琵琶湖をはじめとする自然環境の悪化、上向きつつあるが本格的な回復に至っていない景気や急速な産業拠点の海外展開の拡大等による既存産業への影響、経済や産業活動の国際化と技術革新の進展への対応、国土構造の多重・多元化による本県の立地優位性の相対的な低下などの課題も生じてきている。また、これまでの景気低迷による法人二税の落ち込みや国の景気対策への対応などに加え、三位一体改革における地方交付税の削減により、地方財政は深刻な状況にある。さらに、生活水準の向上や自由時間の増大とともに、人々の意識や価値観も、量的・物質的な豊かさよりも、環境や生活の質を高め、個性的で自分らしいライフスタイルを求める方向に変化してきている。まちづくりに対する住民の意欲は旺盛であり、今後も地域における個性的な取り組みを誘導し、各地域のアイデンティティの確立を促すとともに区域外との交流を促進し、区域全体の活性化を図っていく必要がある。

従って、今後の地域整備の基本方向としては、県と市町との役割分担等を再検証するとともに、県の施策全般を抜本的に見直し、一段とスリムで効率的な行財政を構築した上で、琵琶湖の総合的な保全を中心とする地域環境保全へのこだわりを基調とし、既存の社会のあり方やライフスタイルを見直し、自然と人間とがともに輝きながら、持続可能な発展を続ける社会の構築を目標として、開発・整備を進めるとともに、適正な土地利用の下、中枢管理部門を備えた先端技術・研究開発型企業の導入や環境、健康・福祉、観光、バイオ、ITといった本県の特徴を活かした新しい産業の育成、試験研究機関の整備、高度な商業・サービス機能の集積、さらには農林水産業における高付加価値化等による生産性・市場性の向上などを進める。

こうした新しい産業活動や生活を支え、活力ある県土基盤を形成するため、近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路）の整備の推進や、東海道新幹線新駅設置の推進等高速交通網の整備を進めるとともに、びわ湖情報ハイウェイをはじめとする高度情報通信基盤の利活用の推進、大学・研究機関の

整備や誘致などによる学術文化機能の強化、さらにはすぐれた自然環境や歴史文化遺産を活かした観光施策の推進など、高次で多様なサービスを楽しむことのできる地域整備を目指す。

また、効果的かつ効率的な地域経営を図るため、県域を越えた連携として、環境・文化・産業などをテーマとした福井・岐阜・三重・滋賀4県の連携事業や京都・滋賀・奈良・三重の4府県にまたがる新たな創造を目指した広域的な取り組みを推進するとともに、近畿で進めている歴史街道計画と調整を図りつつ、豊富な歴史文化資源を活用し、近江歴史回廊構想を展開する。

さらに、近畿1400万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源、水産資源、観光資源を有するとともに、人々の憩いの空間として貴重な役割を果たしている琵琶湖及びその周辺地域については、琵琶湖を21世紀における湖沼保全のモデルとして健全な姿で次世代に継承するため、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等、様々な施策を総合的に実施する。

さらには、都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を推進し、琵琶湖から大阪湾に至る自然生態系ネットワークの回復、まちなかの水辺の復権、水源の森から始まる水循環系の再構築、歴史的に引き継がれてきた水文化や原風景の継承等の課題に対し、流域圏が一体となった取り組みを展開する。

このように、本区域は、琵琶湖周辺地域における環境保全や地方定住の核となる生活空間の向上を図りつつ、文化、研究、レクリエーション等の諸機能を一層強化し、新しい産業の創出や活力ある県土基盤の整備、開発を総合的に先導する地域とする。

(2) 以上の基本的方向のもとに、本区域を南部、中部及び北部の3地域に区分して、それぞれの地域の特性と課題を踏まえた地域整備の方向を次のとおりとする。

イ 南部地域は、本区域の中でも最も都市集積が進んだ行政、経済の中心地域である。

その中核都市群である大津市、草津市、守山市を中心とする地域及び一般国道1号沿いに位置する甲賀地域では、近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路）の建設を進め、東海道新幹線新駅の設置促進に取り組み、在来線の新駅の設置等の検討を進めるとともに、今後とも人口や企業の集積が高まることが予想されるため、良好な市街地の形成に向けて、住宅地、業務地の適正な配置の下に質の高いサービス機能や居住環境の整備を行う。

また、行政・経済の中核機能、びわこ文化公園都市等集積された学術・研究機能や民間企業、研究所等の産業生産機能等の集積を活用し、より

高度な情報の集積や人材の育成を図るための研究開発機能の強化を図るとともに、中枢管理部門を備えた企業や新たな産業を育成し、本県の学術・文化・産業の中核都市圏を形成する。

さらに、京阪神都市圏の一翼を担う中核都市圏として隣接する京都府との連携強化など広域的な交通ネットワークの整備を進めるとともに、京都地区・大阪地区・奈良地区近郊整備区域において整備が進められている関西文化学術研究都市における文化学術研究を支援・補完し、近畿リサーチコンプレックス構想の推進を図る。

一方、これらの周辺地域においては、計画的な土地利用のもと、優良農用地の確保・保全を図るとともに、園芸作物の生産振興や観光農業の推進等、都市近郊の立地条件を活かした地域農業の振興に努める。さらに、豊かな自然環境の保全と新しい景観の創出に努めながら、行政と県民との協働による「びわこ地球市民の森」づくりなど都市公園の整備を進めるとともに、都市部に隣接した貴重な観光・レクリエーションゾーンとして魅力ある活用を図る。

ロ 中部地域は、近江商人の発祥の地として栄え、近年、近江八幡市、東近江市を中心に、商業、文化、工業機能などの集積が進みつつあり、都市化の進行に伴うスプロール化を防止し、優良な住宅地や業務地の創出を図りながら、周辺地域と有機的に連携した個性ある地方拠点都市地域の形成を図る。

また、本地域は、東海道本線や中央自動車道西宮線という国土幹線が縦貫し、整備推進中の近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路）とも連携した広域交通体系の整備を進めるとともに、高速・広域交通の拠点となることを目指す。

一方、周辺地域は、琵琶湖の東岸に平坦な水田が開け、本県の中心的な農業地帯のひとつであり、水稻に麦、大豆等を組み合わせた土地利用型農業の推進とともに、野菜、花き、畜産等を取り入れた複合農業の展開を図る。また、琵琶湖の資源を背景にした漁業の振興に努める。

さらに、環境保全に留意しながら、安土城跡、観音寺城跡、雪野山古墳などの優れた歴史文化遺産を活用し、歴史公園やキャンプ場、散策道などの整備を進めるとともに、水郷などの自然環境や国民休暇村等を活かした滞在型の観光レクリエーションの場を整備するほか、湖岸や丘陵において、親水空間や緑豊かな環境を活かした行楽地を形成する。

ハ 北部地域は、近畿・東海・北陸の結節点に位置しており、彦根市、長浜市を中心として、商業・サービス機能や学術・文化機能の集積を図るとと

もに、既成市街地の計画的な再整備や新市街地の形成による良好な居住環境の確保に努め、都市サービス機能を集積した広域的な地方拠点都市地域の形成を図る。

本地域は、中央自動車道西宮線、北陸自動車道や東海道新幹線、東海道本線、北陸本線などが集中する交通の要衝となっているが、これらの広域交通網が地域の発展に十分に活かされていない状況にあることから、鉄道や道路等の社会資本を活用した産業地の創出を進めるとともに、北陸本線と湖西線、東海道本線、東海道新幹線等との連携をはじめ、これら公共交通機関の利便性向上と輸送力増強を図る。

また、平成18年秋の北陸本線長浜駅～湖西線永原駅間の直流化開業を受け、琵琶湖環状運行の実現を図るための取り組みを進める。

さらに、高速自動車国道周辺では、電子、精密、バイオテクノロジーを中心とする先端産業の立地が進んでいるが、今後は、滋賀大学、滋賀県立大学などにさらなる高度な試験研究機能を整備し、地域産業と結びつけるシステムを構築するとともに、21世紀におけるキーテクノロジーの活用を地域振興に結びつけるため、長浜バイオ大学を核とした産業集積を目指す。また、地域の資源や伝統を活かした多くの地場産業については、高付加価値化を目指した新商品の開発や販路開拓などを進める。

一方、周辺地域においては、水稻を中心とする土地利用型農業の展開に加え、野菜や果樹等の導入や、地域の特性を活かした農産物の加工による特産物の育成を図る。

さらに、彦根城、長浜城、湖東三山に代表される観光地や黒壁、彦根キャスルロードなど観光資源を活かした街づくり拠点間のルート化を進めるとともに、歴史的な街道の修景・再生や公共交通機関の利便性の向上を図りながら、自然と歴史文化のふれあう観光地としての整備を進める。

- (3) この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ、弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分調整を図る。また、区域内市町の自主的努力を尊重する。さらに、地域の環境の適切な管理に努め、環境の保全及び景観の形成を図るとともに、文化財の保護を始め農林地等の保全、治山、治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化及び安全の確保について適切な考慮を払う。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の人口総数は、今後の5年間は、住宅開発、産業開発等により平成17年の1,160千人（県下総人口の84%）から42千人増加し、平成22年には1,202千人に達するものと見込まれる。
- (2) 年齢階層別人口をみると、平成17年の年少人口181千人、生産年齢人口780千人、老年人口198千人から、平成22年には、年少人口180千人（対17年比0.6%減）、生産年齢人口789千人（対17年比1.2%増）、老年人口233千人（対17年比17.7%増）になるものと見込まれる。
- (3) 労働力の需給関係については、少子高齢化の影響から、若年労働者の不足、高齢者の雇用の場の不足が予測される反面、国際分業の変化、技術革新の進展や経済のソフト化・サービス化の進展等により雇用の不安定性が増大すると見込まれ、新産業の育成による雇用の創出と円滑な労働力移動のため職業能力開発の推進を図る。特に、失業率が高い若年者や障害者及び高齢者などの就業機会の拡大に努めることとする。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

- (1) 本区域の産業は、京阪神、中京、北陸の3経済圏に位置し、昭和30年代後半から今日にかけて、国土の主要な幹線交通網の集中、高い人口増加率などの地の利を背景として、全国でも有数の生産性の高い内陸工業地帯として発展を遂げてきたが、近年は、国際分業の変化に伴う工場の海外移転や統廃合が多く見られる。また商業・サービス業については京阪神への消費流出傾向が強い。

従って、今後は、産業構造の高度化、ソフト化に対応して、引き続き快適で利便性の高い地域づくりに努め、中枢管理機能を持つ企業の立地や高次な商業・サービス機能等の育成を図る。

また、産学官が積極的に交流・連携を進める中で、その知的資源を融合させるとともに、創業予定者や経営革新を目指す企業者への支援を行い、環境、健康・福祉、観光、バイオ、ITといった本県の特性を活かした独創的で新しい産業の育成に取り組む。

イ 農業については、古くから稲作に適してきた土地柄のため、「近江米」の産地として良質米を県内外に供給するほか、高品質の野菜・花き、畜産等の集約型農業を展開している。

しかしながら、農業・農村は近年の情勢変化の中で担い手不足や兼業化、混在化などの多くの課題を抱えている。

このため、地域の特性に応じた自然的環境の保全や農業の多面的機能の

十分な発揮に配慮しつつ、経営体育成に向けた農業生産基盤の整備や農地の集積を進め、安定的かつ効率的な経営や集落営農により、多様な担い手の育成を図るとともに、就農条件の整備に努め、青年農業者の育成・確保を図る。また、生産基盤と一体となった農村地域の生活環境整備や中山間地域における獣害対策等の推進、ため池の適切な管理・整備などにより、誰もが安心して暮らせる快適な村づくりを推進する。併せて、都市と農山村との交流や農村景観、生態系の保全など多面的機能の維持増進を図る。

林業については、森林の有する水源かん養等の公益的機能の発揮を図りつつ、健全で活力ある森林の育成のため、間伐等の保育管理や林道網の整備を進める。

また、木材価格の低迷、林業就労者の高齢化や減少等、林業を取り巻く状況は依然として厳しく、林業生産活動を通じた持続可能な森林経営を維持するために、林家等の森林所有者の経営の安定化を図るほか、森林組合の組織的な活動を促進し、林業の担い手の育成を図るとともに、木材の需要拡大に努める。さらに、森林の持つ多面的な機能を有効利用し、観光・レクリエーション等による地域の活性化を目指す。

水産業については、生態系の修復と資源管理による琵琶湖漁業の再生を図るため、水生有害生物の駆除を積極的に推進するとともに、漁場環境の改善・修復と効率的な種苗放流等により水産資源の増殖を推進する。また、在来魚の産卵繁殖場であった南湖の「湖辺のにぎわい」の復活を目指して、湖底改善や在来魚貝類の種苗放流・外来魚の繁殖抑制などを推進する。

ロ 工業については、労働生産性の高い本県工業（従業員1人あたりの付加価値額が全国第2位、平成15年度）において、本圏域はその中核をなしているが、電気機械、一般機械など、加工組立型業種を中心とした構造で、中枢管理（本社）機能をもたない生産工場が多くを占めている。

また、地場産業については、内需不振、消費者ニーズに合わせた多品種少ロット生産と即納体制等の要求の多様化、海外製品との競合による単価の低下等により厳しい状況が続いており、新製品の開発や販路開拓、後継者育成が重要な課題となっている。

こうしたことから、本県の産業構造を特色づけてきた既存産業の高度化、高付加価値化を進めるとともに、環境、健康・福祉、観光等の新産業分野に係る研究開発機能とその生産機能等が集積する複合型の新しい産業創造拠点の整備を図るとともに、新たな高速交通網の整備（近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路））を契機として、今後も本県の立地環境を活かした研究開発機能を含む事業所の誘致を積極的に進める。

また、公的試験研究機関の活性化に努めるとともに、産・学・官が多様なネットワークを形成して技術開発力を高めていく連携システムの構築を図る。

さらに、地場産業については、地場産業組合等が行う新商品・新技術の開発、販路開拓、人材育成、新事業分野への進出等を支援する。

ハ 商業・サービス業については、京阪神といった大都市の近隣に位置する影響を受け、本区域の卸売・小売業は、1店当たり及び従業員1人当たり年間販売額が全国平均を下回り、中小商業は極めて厳しい状況が継続している。そのような中で活性化に向け、商店街再生のための自主的な計画づくりや基盤整備など魅力ある商店街・商業集積の形成を支援する。

また、卸、小売、飲食、サービス業の新規開業事業所数は、低位で推移しており、これの増加に向け、創業予定者や経営革新を目指す中小企業者のための情報提供、各種相談事業、専門家派遣等を行うとともに、その支援拠点を整備する。

ニ 観光について、滋賀県は、日本一大きな湖である琵琶湖を中心として自然環境に恵まれ、我が国を代表する神社仏閣や史跡などの歴史文化遺産を豊富に有しているとともに、サイクリング、キャンプ場、水泳場、スキー場といった自然体験施設や、長浜市の黒壁、彦根市のキャスルロードなど観光誘客施設とまちづくりが一体化したもの、さらに琵琶湖博物館、びわ湖ホールといった集客交流施設が整備されるなど、四季を通じて来訪者のニーズに応えることのできる全国的な観光資源地となっている。

しかしながら、8割以上の観光客が日帰り観光であることから、今後は観光消費額を高めていくため、コンベンションや映画等撮影ロケの誘致、また、自然体験、農村体験型のエコツーリズムやグリーンツーリズムといった新たな観光の創出など、地域経済への波及効果の高い滞在型観光の定着を図っていく。

(2) 産業の規模に従業地就業者数で見ると、平成17年の590千人から、平成22年には624千人に達するものと見込まれる。

産業別では、平成17年の第1次産業就業者数18千人（3.1%）、第2次産業就業者数228千人（38.6%）、第3次産業就業者数344千人（58.3%）から、今後、第1次産業就業者数は減少傾向が続き、平成22年には第1次産業就業者数は17千人（2.7%）、第2次、第3次産業就業者数はそれぞれ239千人（38.3%）、368千人（59.0%）になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 本区域は、京阪神の大都市圏に近いことに加えて、国道1号、国道8号、中央自動車道西宮線、東海道本線などの国土幹線が通るとい交通の利便性により、人口は増加し、特に、大津・湖南地域から甲賀にかけては、その増加は顕著である。このため住宅開発の進展とともに、京阪神地域の社会や産業の成長と拡大に伴い、多くの工場が進出し、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んできた。

今後、本区域においては近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路）等の高速・広域交通基盤等の整備が行われる予定であり、交通利便性が一層向上するとともに拠点都市地域の整備等に伴い、さらなる都市地域の拡大、都市機能の集積が見込まれ、新たな定住や交流活動、企業進出に対応した土地利用が必要となる。

一方、今日では、経済社会諸活動の影響が将来世代に及ぶ可能性が認識されるようになり、土地利用に当たっては、長期的な視点に立って自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが求められている。特に、本区域では、人口や産業活動の増大に伴い、多様な価値を有する琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した土地利用を図ることが重要となっている。

このような状況を踏まえ、限られた土地資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、土地の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うとともに、全体として土地利用転換の圧力が低下する傾向にある中で、土地利用の質的向上を一層積極的に図る。

(2) 利用区分ごとの土地利用の方向の概要は次のとおりとする。

イ 農用地については、食料の長期的な需給動向を考慮し、生産性の高い農業を目指し、地力の維持増進、地域の実情に応じ環境に配慮した農業生産基盤の整備、効率的かつ安定的な農業を営む経営体への農用地の集積を進め、必要な優良農用地の保全・確保を図る。

また、農用地の不断の良好な管理を通じて、県土保全、田園景観の保全等農用地の多面的な機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境こだわり農業や総合的病虫害・雑草管理（IPM）の取り組み等の推進により、環境負荷の低減に努める。

ロ 森林については、地球環境問題の高まり等を踏まえ、木材生産等の経済的機能に加え、県土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図る。特に近畿圏の重要な水源のかん養に寄与している琵琶湖における集水域の森林を極力保全整備し、その機能の維持増進に努める

とともに、貴重な動植物等の生息、生育する森林等の適正な維持、管理を進める。また、良好な生活環境を確保するために森林を積極的に緑地として保全・整備しつつ、多様な県民ニーズに即した総合的・計画的な利用を図るとともに、行政、地域住民等が一体となって、協働による森林づくりを推進する。

ハ 住宅地については、人口及び世帯数の増加、高齢化の進行、都市化の進展の動向等に対応しつつ、居住様式の変化、県民の持ち家指向に配慮し、望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図る。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適正な土地利用を図る。特に、既成市街地等では、既存住宅地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な土地利用を図る。

ニ 工業用地については、自然環境や生活環境の保全等に十分配慮しつつ、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、企業の立地動向に対応した工業生産に必要な用地の確保を図る。また、新規の立地に際しては、工場の進出が及ぼす周辺地域への影響に配慮して適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。

ホ その他の宅地（事務所、店舗用地等）については、市街地等の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化・サービス機能の集積及び良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応し、必要な用地の確保を図る。

ヘ 産業廃棄物処理施設や一般廃棄物処理施設の生活上必要な施設は、産業の進展、人口の動向、廃棄物の減量等を見通し、あらかじめ計画的に必要な用地の確保を図る。

ト 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設の公用・公共用施設については、県民生活上の重要性とニーズの多様性を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、琵琶湖の湖辺域は、琵琶湖と一体となった景観を形成しており、ヨシ帯や沈水植物帯、湖畔林、内湖等は水域と陸域との遷移帯（エコトーン）として、多くの生物の生息・生育の場となり生物多様性維持の面から重要であるだけでなく、水質浄化、水産資源増殖、観光、レクリエーション等多様な機能もあることから、琵琶湖の保全の重要性を踏まえ、水域と陸域との一体性に配慮しつつ、自然湖岸、内湖、湖畔林等のビオトープ拠点の保全・再生、自然とのふれあいや生態系に配慮した新たな緑地の整備、

既存緑地の再整備等により調和ある土地利用を図る。

8. 施設の整備に関する事項

計画の基本的方向に基づき、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の形成を図るため、施設の整備を推進する。その計画の大綱は次のとおりである。

(1) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、合理的な土地利用を確保するため、市街他の防災性の向上、公害の防止、自然環境や歴史的風土及び農用地や森林の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業を実施し、良好な住宅用地、工場用地の確保を図る。

イ 住宅用地

住宅需要の増大に対処するため、堅田駅西口（大津市）、野路西部地区（草津市）等における土地区画整理事業等を推進する。

ロ 工業用地

工業用地の需要に対応して、近江水口第二テクノパーク（甲賀市）、長浜サイエンスパーク（長浜市）等において工業の計画的な導入に努める。

また、びわこサイエンスパーク（大津市）、米原南工業団地（米原市）の整備を進める。

ハ 商業業務地

鉄道駅と国道8号が近接する交通至便地区である米原駅東部地区（米原市）及び彦根駅東地区（彦根市）に土地区画整理事業を推進し、主として商業・サービス機能の集積を図り、都市的なサービス機能を強化する

(2) 交通施設

生活環境の改善を図り、輸送需要の動向及び輸送構造の変化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、道路、鉄道、港湾及び空港がそれぞれの機能を適切に分担しあうよう、国土の主軸にそった幹線交通網から日常的な生活交通網にいたるまで、総合的な交通ネットワークの確立を図る。

また、すべての人にとって安全で利用しやすい公共交通システムを構築するため、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、いわゆる交通バリアフリー法に則り市町が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

イ 道路

地域内交通と通過交通の分離を図るとともに、経済的、社会的活動をさ

琵琶湖東部 都市開発区域

さえるための都市間または地域間の幹線道路の整備を進めるほか、良好な都市空間を形成するために必要な道路、街路、駅前広場の整備を推進する。

さらに、国土の主軸に沿った幹線交通需要の増大に対処し、中央自動車道西宮線との適切な交通機能の分担と代替性を確保するための近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路）の整備を推進するとともに、名神名阪連絡道路の調査を進め、事業化を目指す。

整備を進める主要な道路は次のとおりである。

高規格幹線道路 近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路）

地域高規格道路 琵琶湖西縦貫道路、甲賀湖南道

一般国道 8号、422号

主要地方道 草津守山線、大津信楽線、近江八幡守山線、大津能登川長浜線、愛知川彦根線、栗東志那中線、野洲中主線

街路 大津湖南幹線、馬場皇子が丘線、草津駅前線外1線、南大萱月輪線、石山駅線外2線、大江霊仙寺線、近江八幡能登川線、豊公園森線、長浜駅宮司七条線

また、日常生活に密着した一般県道、市町道、交通安全施設等の整備を推進する。

ロ 鉄軌道

高速交通時代にふさわしい交通基盤として東海道新幹線新駅の設置促進に取り組み、地域間交流の促進と県土の均衡ある発展及び住民の利便性向上のため、平成18年秋の北陸本線長浜駅～湖西線永原駅間の直流化開業を受け、琵琶湖環状運行の実現を図るための取り組みを進めるほか、バリアフリー化の観点から駅舎の整備を推進する。

さらに、沿線地域の人口増加及び地域産業の発展に伴う草津線複線化の検討ならびに東海道新幹線新駅設置に伴う草津線接続新駅の設置等について取り組みを進める。

また、既存の近江鉄道、信楽高原鐵道の沿線である湖東・東近江・甲賀地域から京都府南部地域を経て大阪方面とを結ぶとともに、震災時にはバイパス機能を備えた新たな鉄道として「びわこ京阪奈線（仮称）鉄道」の実現について検討を進める。

ハ 港湾

大規模地震時の減災を目的に、大津港、彦根港などを軸とした湖上輸送ネットワークの構築を行う。

(3) 公園緑地

今後の人口増加及び自由時間の増大によるスポーツ・レクリエーション需要の高まりや、日常生活のなかにはうるおい、やすらぎを求めるといったニーズに対応するため、平成22年度末における住民一人当たりの都市公園面積約9.5平方メートルを確保することを目標に、春日山公園（大津市）、びわこ地球市民の森（守山市）等の公園緑地の整備を促進する。これらの公園緑地の整備に当たっては、琵琶湖等の優れた自然環境や生態系、豊かな歴史文化的環境を活かし、これらとの調和を保ちながら適正な配置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに、公衆衛生の向上及び琵琶湖等の公共用水域の水質保全等に資するため、次のとおり供給施設及び処理施設の整備を推進する。

イ 水道

上水道の需要は、近年横ばい傾向ではあるものの、給水人口の増加等に伴って、さらに増加が見込まれるため、大津市、彦根市、草津市、守山市等において上水道拡張事業を推進する。

また南部上水道供給事業（守山市他）及び東南部上水道供給事業（中部地区：近江八幡市他、甲賀地区：甲賀市）について展開する。

ロ 工業用水道

湖南工業団地をはじめとする既存工業団地や今後工場の立地が見込まれる甲賀市、湖南市等における工業用水需要に対処するため、一日当たり約84千立方メートルの供給能力を目途に、南部工業用水道事業（栗東市等）を展開する。

ハ 下水道

琵琶湖をはじめとする公共水域の水質保全及び生活環境の改善等に資するため、平成22年度末における下水道処理区域人口約1,100千人を目途に、琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区、湖西処理区、東北部処理区）及び近江八幡市、甲賀市等における流域関連公共下水道事業及び大津市合流式下水道緊急改善事業を推進する。

また、処理施設については、閉鎖性水域である琵琶湖の富栄養化を防止し、水質の保全・向上を図るため、引き続き窒素・リンを取り除く高度処理を推進する。

ニ 廃棄物処理施設

ごみ排出の状況は、近年の横ばい状況から再び増加の様相を見せ始めており、生活様式の変化等からその内容も多種多様化している。このため、平成18年度に策定した「第二次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、排出抑

制・再資源化・有効利用による減量化をさらに推進するとともに、施設の整備にあたっては、資源化施設、エネルギー利用施設等の廃棄物循環型社会基盤施設の設置の促進を図ることとし、彦根市、近江八幡市等においてごみ処理施設を、草津市等において埋立処分地施設を整備するほか、大阪湾圏域における広域処理場の整備を推進する。

また、し尿処理施設については、下水道の整備を進めていくとともに、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水処理施設等による対策を推進し、併せて汚泥再生処理センターの整備を図る。

(5) 河川、治山、砂防等

既成都市周辺部を中心とした開発の進行などに伴い、洪水等自然災害の発生の危険性が高まっている状況に対処して、生命及び財産の安全確保と地域経済の発展に資するため、次のとおり国土保全施設の整備等を推進する。

イ 河川

河川の氾濫を防止して災害に対する流域の安全度を高めるため、草津川、野洲川等の河川改修を促進し、日野川、長命寺川、愛知川、長浜新川等の河川改修並びに、琵琶湖をはじめとする河川浄化事業を推進するとともに、河川環境の保全を図り、親しみとうるおいのある水辺環境の形成を図る。なお、大津放水路二期区間の着手時期について、関係機関の調整を促進する。

また、洪水調節等のため、丹生ダム、大戸川ダムの建設を促進するほか、治水ダムとして芹谷ダムの建設を推進する。なお、丹生ダム、大戸川ダムについては、計画内容について関係者間で調整がなされている。

ロ 治山・砂防等

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、淀川水系の治山事業を推進する。

また、土砂生産抑制及び土砂災害の防止、自然環境の保全等を図るため、淀川水系である藤ノ木川、岩根谷川等における砂防事業等を推進する。

(6) 住宅

誰もが安全で安心して住み続けられる住まい・まちづくりを推進するため、住宅の耐震化とともに、環境問題や少子高齢化に対応した良質な住宅ストックの形成を図る。

また、住宅困窮者等が居住の安定を確保できるよう、公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅の供給等住宅セーフティネットの構築を図る。

(7) 教育文化施設等

小・中学校においては、児童、生徒数が全般的には減少傾向にあるものの、

人口の流入により増加が見込まれる地域では、計画的な施設整備を図る必要がある。

一方、その他の地域では余裕教室が相当生じるものと見込まれるため、その有効利用（多目的スペース等への転用）のための施設整備を図るとともに、これら整備とあわせて高等学校等を含め、既存校舎や屋内運動場の耐震化を着実に推進する。

また、高等教育については、高学歴化、高度技術化、情報化等が進むなかで、優秀な人材の育成を図るため、県立大学等の整備充実を進める。

さらに、物心ともにゆとりを持ち、人生80年型に対応した生きがいのある生活を実現しうるよう豊かな自然や風土、歴史的文化遺産等を活かして地域の文化的環境を整えるとともに、生涯学習の環境づくりを進める。

また、博物館、図書館、公民館等の社会教育施設の整備充実を促進するとともに、県立芸術劇場びわ湖ホール等において、県民が舞台芸術に親しむ機会の提供や、舞台芸術の振興及び普及を図るため、自主事業等の充実を図る。

今後の地域のスポーツ・レクリエーション需要の増大に資するため、社会体育施設の整備を進めるほか、地区レベルにおける文化活動等の活性化の拠点として、自治会又は集落単位に集会施設等の整備を推進する。

(8) その他の施設

イ 通信施設

情報通信技術の進展による情報そのものの価値の高まりや情報通信サービスに対する需要の多様化、高度化に対処するため、光ファイバ網や移動通信網、地上デジタル放送の活用など、地域に密着した情報通信ネットワーク基盤の整備を図り、情報通信システムの有効利用による行政効率化はもとより、ネットワークを通じた県民への情報提供、さらには、双方向の情報交流を進める。

また、災害時における電気通信網の機能確保と、防災情報の円滑な収集・伝達などを図るため、衛星通信等を活用した防災行政通信システムの充実を図るとともに、市町防災行政無線（同報系）の整備推進を図るなど、伝送路の多ルート化等を推進し、安全性・信頼性の高い情報通信ネットワークの整備を図る。

ロ 医療施設等

人口の増加や高齢社会の到来等に伴う疾病構造の変化等に対処するため、専門的かつ高度な医療技術を具備した医療施設の充実確保及び救急医療体制の確保を図る。

また、衛生、保健、健康の総合的な推進に向け、これらを科学面から支

援する専門的かつ技術的な拠点施設の整備に努める。

ハ 社会福祉施設

高齢社会の到来等に伴う寝たきりや認知症高齢者の増加に対処するため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を行なうとともに、デイサービスやショートステイの機能をもつ施設を各地に確保する。

また、障害者及び障害児のケアや自立訓練、社会参加と自立生活を促進するための各種障害者福祉事業を行う施設の整備を推進する。

さらに、子育て支援のための保育所を整備するとともに、子どもの健全育成の拠点である児童館等の整備を推進する。

ニ 食肉流通センター

食肉流通センターの整備については、食肉流通の合理化を図るため、近代的な総合食肉流通施設を整備する。

ホ 農業用水施設等

農業の持続的な発展を図るためには、安定的な農業用水の確保は必要不可欠であることから、国営かんがい排水事業、国営総合農地防災事業等により、農業用水施設の整備ならびに更新等の推進を図る。

9. 環境の保全に関する事項

環境問題は、その多くが通常の日常生活や事業活動に起因するとともに、一方で、地球規模という空間的な広がり及び次代にわたる影響という時間的な広がりを持つ問題となっており、各地域であらゆる主体が自らの行動を環境に責任意識をもち環境配慮が自然に織り込まれたものに転換していくことが求められている。このため、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭及びその他の公害を防止することはもとより、環境基本法、滋賀県環境基本条例、新滋賀県環境総合計画、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例等に基づき環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、生態系と共生し、県民、事業者の主体的取組と各主体との連携により、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指すこととし、関係法令等に基づく各種発生源に係る排出規制や公害防止施設整備等の一層の推進を図り、環境基準や目標等の維持・達成に努める。

特に、世界有数の古代湖であり、重要な水資源である琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するため、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として策定した「マザーレイク21計画－琵琶湖総合保全整備計画－」に基づき、水質の保全、水源のかん養及び自然的環境・景観の保全の3つの観点から、県民、事業者、

行政等のパートナーシップに基づき、各種保全施策を総合的、計画的に推進する。

また、各種の土地利用や交通体系等に関連する諸施策については、地域の環境特性に配慮し、水、大気、土地、緑等の環境資源が有限であることを認識し、適正な循環利用がなされ、健全で質の高い環境の確保に努める。

イ 水質汚濁については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画等により、工場・事業場の排水、生活排水などの点源負荷対策とともに、市街地や道路、農地等からの面源負荷削減対策を推進し、汚濁負荷量の削減を図るとともに、河川流域の特性に応じた流域管理を住民のパートナーシップのもとに推進する。

また、流入する負荷の実態など水質汚濁メカニズムの解明を進める。

ロ 大気汚染については、大気状況を的確に把握し、発生源に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、事業者の自主的な取組を推進する。また、オゾン層保護や地球温暖化対策等の地球環境問題への対応策を講じる。

ハ 自動車交通対策については、環境基準の達成に向け自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じて緩衝帯の設置、遮音壁の設置、交通規制等の施策を講ずる。

ニ 新幹線鉄道の騒音、振動については、発生源対策及び障害防止対策を推進するとともに、沿線の土地利用の適正化を図る。

ホ 近隣騒音公害については、カラオケに代表される深夜営業騒音や拡声器騒音等に対する適切な対応を図るとともに、生活騒音に対する防止方策等を検討するなど、環境基準達成のための施策を講ずる。

ヘ 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

ト これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備拡充する。

チ 公害の防止に資するとともに、自然環境の保全を図るため、市街地及びその周辺における自然公園、都市公園、緑地、良好な河川空間、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進し、健全な生態系の維持あるいは回復を図り、自然と人間との共生を確保する。

リ 太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギーの利活用について検討を進め、地域特性を活かした新エネルギー導入と省エネルギー対策を推進し、省資源・省エネルギー型社会の実現を進める。

ヌ 事業の計画、実施に当たっては、環境破壊を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、

その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

10. 防災対策に関する事項

本区域の防災対策は県及び市町における地域防災計画に基づき総合的かつ計画的に実施するものである。

本区域は、地勢上、流路延長が短く急峻で水源山地の地質的条件と相まって多くの河川が天井川を形成し、また、琵琶湖流入付近では上流河川から多数の小河川が枝分かれしているため河積が極端に小さい、いわゆる尻無川が多く見られ、過去に幾度かの水害が発生しており、治水事業の促進が求められている。

また、当該区域の土砂災害危険箇所は約 2,330箇所、砂防設備等の整備はまだまだ低い水準であり、加えて近年の広範囲な都市化の進行に伴う宅地開発により、都市周辺の丘陵部、山麓部においては、がけ崩れや土砂の流出等、土砂災害危険度が高まっており、安全な生活基盤のため治山・砂防設備等の整備が急務となっている。

地震に関しては、全国でも活断層分布密度の最も多い地域であり、特に直下型地震の発生の危険性が極めて高く、今日、都市化、人口集中化が進む中で地震による被害を拡大させるおそれがある。

このような自然災害の危険性を多く抱える一方で、高度経済成長期に形成された市街地を中心として、狭隘道路が多いなど道路等の都市基盤整備の不備が目立っている。また、公立病院等においては順次改築が進められ、大地震に対応し得る構造・設備となってきたものの、潜在的な危険性のある建造物が多い地域もあるため、特にライフラインの確保と耐震性の強い医療機関の整備が必要である。

本区域では、特に、東海道本線や新幹線、中央自動車道西宮線等の交通の大動脈が全て大津市等の一部地域に集中していることから、震災等により交通網が寸断された場合、バイパス機能を持つ代替ルートが必要となる。

近年においては、国土利用の変化あるいは高齢化社会の進展など社会経済環境の変化に伴い、災害の態様は複雑多様化・大規模化しており、このような災害に対応するためには、災害時要援護者にも配慮した防災施設の整備、都市の不燃化・耐震化など防災都市対策や地盤の液状化対策を推進する必要がある。

また、地震等の観測体制を充実する一方、災害の発生する危険のある地域の公表等により住居地の危険性への認識を深めるとともに、このような地域での適切な土地利用を進めていくことも不可欠である。

以上の観点を踏まえた計画はつぎのとおりである。

(1) 防災センターの整備

災害時には災害応急対策の活動拠点として機能し、平常時には防災に関する啓発などの活動の場として機能する防災センターの整備の推進を図る。

(2) 防災資機材の整備

消防力の強化を図るとともに、自主防災活動に必要な資機材の整備を促進する。また、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な水防資材の備蓄の充実を図る。

(3) 情報通信体制の整備

イ 各種防災情報の収集・整理・分析、被害程度等の把握、災害情報の送受信、防災関係機関の意思決定支援を行うための防災情報システムを整備し、市町、防災関係機関との災害情報収集の効率化・迅速化及び災害対策本部の機能強化を図る。

ロ 洪水や土砂災害に対応する河川情報システム及び土砂災害情報システムの拡充を図る。また、土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域等の指定、市町や住民への雨量情報等の提供、市町が作成するハザードマップの作成支援など警戒避難体制の整備を支援する。

(4) 災害に強い都市基盤・県土づくり

イ 災害に強いまちづくりの総合的かつ一体的な整備を推進し、特に都市基盤施設、公共・公益的施設については集中的に整備し、被災時に都市機能を維持できる防災安全街区の整備等、安全・安心市街地の形成を図る。

ロ 緊急輸送路等として十分機能できる道路及び避難地や防災活動の拠点となるべき公園、河川等の根幹的公共施設を計画的・重点的に整備する。

ハ 根幹的な治水対策を推進し、人家・公共施設はもとより災害時要援護者関連施設、避難所・避難路を守る土砂災害対策や下水道・河川の連携による総合的な都市雨水対策を講じる。

ニ 道路の風水害に対する安全性の確保を図るため幹線道路等の構造強化を推進するとともに、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、除雪の充実、流雪溝等の整備を推進するとともに、降積雪情報等を収集・提供するための情報システムを整備する。

(5) 地震対策の推進

イ リダンダンシー（代替性）をもたせた高規格幹線道路、地域高規格道路等の幹線道路網等を整備し、震災等に強い県土構造の形成を推進するとともに、緊急輸送道路の整備推進を図る。

また、本県と京都・大阪方面を結ぶ大量の旅客輸送を担う東海道本線の

バイパス機能を持つ代替ルート of 鉄道整備の検討を進める。

- ロ 住宅、建築物、鉄道施設等の公共施設については、安全性の向上に努めるとともに、緊急時の消火用水・生活用水等を確保するため上下水道、河川等の整備を図る。
- ハ ライフライン共同収容施設ネットワークの整備計画の策定及びC・C・BOX（電線共同溝）等の整備などライフラインの防災性の向上を推進する。